

税 務

バミューダ会社法準拠で外国法人と認定

金融商品の換金手続は社債の償還と判断

要
約

- 金沢国税不服審判所が請求人の金融商品の換金手続（redemption）について、投資信託の解約ではなく、社債の償還と判断。
- 本件金融商品発行会社は、日本の租税法上の外国法人に該当し、金融商品は社債に準ずるものと指摘。

請求人の社債の換金手続（redemption）を社債の償還と認定し、換金手続で生じた所得を雑所得と判断した事例（東京審判所）が公表されている（裁決事例集No.91・25.6.19裁決）。この事例と類似する事案として、換金手続（redemption）の対象となる金融商品が「社債」「投資信託」のいずれに該当するかが争われた事案があった。

請求人は、本件商品の発行会社は租税法上の法人に該当せず、本件商品は所得税法に規定する「社債」に該当しないと主張。具体的には、①外国事業体の課税上の取扱いを直接規定した条文はなく、外国法令によって法人とする旨規定しているか否かで一律に租税法上の法人該当性を判断することはできない、②目論見書によれば、本件発行会社は、商行為をなすことを業とする目的で設立された事業体でないこと、損益の帰属する主体となっていないことなどが認められることから、租税法上の法人に該当しないとした。

これに対し、金沢審判所は、本件発行会社の「法人」該当性について、日本の私法（租税法）上の外国法人は、外国の法律によって設立され、その設立準拠法の下で権利義務の主体となることができる法律上の資格が与えられたものをいうと指摘。そのうえで、本件発行会社の設立目的は商品発行等の商行為を行うことであり、投資管理契約や保証契約を締結して事実上事業活動を行っていることから、権利義務の主体として活動している実態を有すると認定。バミューダ会社法により設立され、当該設立準拠法の下で権利義務の主体となることができる法律上の資格（法人格）が与えられた事業体に当たる本件発行会社は、日本の租税法上の外国法人に該当するとした。

また、審判所は、本件商品について、次の点から、会社が会社法その他の法律の規定により発行する債券に準ずるものと判断した。①請求人を債権者、本件発行会社を債務者とする金銭債権であり、かつ、募集金額の総額、商品の価額、最低引受価格、募集期間、金銭払込期日等が定められている、②商品募集に対して、請求人が購入申込み・対価を送金し、発行会社が商品を発行していることは発行会社が割当を行っていることと認められる、③目論見書に満期による redemption、強制 redemption 等の換金手続が定められている。